

(仮称) 野洲市こども計画の骨子について

＜令和8年度 第2回 野洲市子育て支援会議＞
令和8年8月25日（火）
野洲市 健康福祉部 こども家庭局 こども課

1-1. 計画の趣旨

【骨子 P.1】

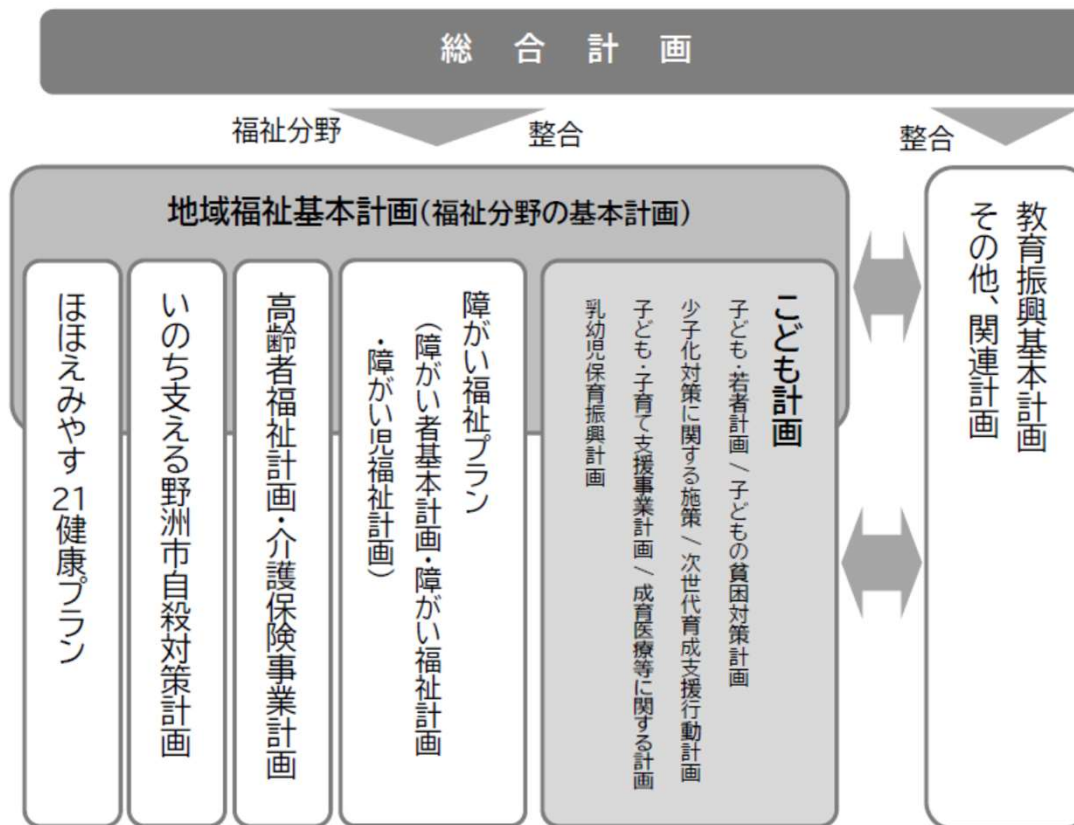
	子ども・子育て支援事業計画	こども計画
法的位置づけ	子ども・子育て支援法 第61条 (義務)	こども基本法 第10条第2項 (努力義務)
主な目的	教育・保育・地域子育て支援の提供体制 を計画的に整備	こども施策を総合的・横断的に推進する
対 象	主に就学前の子どもと子育て家庭	こども・若者を含む幅広い対象
中心テーマ	保育、幼児教育、子育て支援サービスの 量と確保	こどもの権利、居場所、意見表明、貧困、 困難支援なども含む
性 格	福祉・保育中心のサービス提供計画	総合的な施策計画

1-2. 計画の位置づけ

【骨子 P.2】

<こども計画>

上位・関連計画との関係



こども計画と一体的に策定する計画等

計画等の名称	
1	子ども・若者計画【新規】
2	子どもの貧困対策計画【新規】
3	少子化対策に関する施策【新規】
4	次世代育成支援行動計画
5	子ども・子育て支援事業計画
6	成育医療等に関する計画【新規】
7	乳幼児保育振興計画

1-3. 計画期間

【骨子 P.3】

<こども計画>

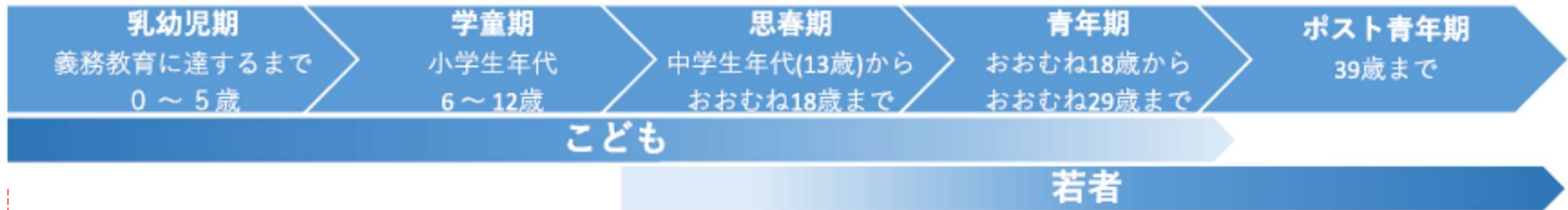


こども計画の期間は、「第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画」と終期を合わせることから、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。

1-4. 計画の対象

【骨子 P.3】

《「こども」と「若者」の範囲》



(出典)草津市こども・若者計画 P.8

<支援事業計画>

主に就学前の子どもと子育て家庭

<こども計画>

※施策によってはポスト青年期も対象とする
(こども大綱)

2-1. 統計資料から見る現状

【骨子 P.4】

	近年の傾向
人口・世帯	就学前及び小学生人口（0～11歳）は、減少傾向
人口動態	出生数は減少傾向、合計特殊出生率も減少傾向（おおむね県平均と同水準）
就業状況	専業主婦世帯は顕著な減少傾向
経済的困窮	児童扶養手当の支給状況及び就学援助の認定状況は、ともに減少傾向
相談支援	児童虐待件数は減少傾向、不登校児童・生徒数は増加傾向

2-2. 基礎調査結果からみる現状

【骨子 P.5】

< 調査結果のポイント >

- 経済状況は、学習・生活習慣・心理面に幅広く影響
- 子どもの意識には、家庭や周囲の大人との関わりが重要
- 居場所は、世代別・地域別ニーズに応じた整備が必要
- ひきこもりは若者支援全体の課題

< 今後の論点 >

- 学習・生活・心理面を含めた総合的支援
- 子どもの声を聴く仕組みの充実
- 地域の特性を踏まえた居場所づくり
- 若者支援・相談支援体制の構築

2-3. 第二期計画の評価と課題

【骨子 P.5】

保育における待機児童は、一定減少が見られるものの、依然として待機児童（国基準）が発生

2-4. こども支援における課題

【骨子 P.5～8】

後述する基本目標の分野ごとに、現状を踏まえた課題を整理

分野	課 題
こどもの育ち	(1) こどもの意見聴取 / (2) こどもの居場所 / (3) 多様な体験活動
子育て	(1) 幼児教育・保育や地域の子育て支援 / (2) 子育ての負担感・孤立感の軽減
すべてのこども	(1) こどもの貧困対策 / (2) 多様な課題に対する支援

3-1. 基本理念

【骨子 P.9】

<子ども・子育て支援事業計画（第一期～第三期）>

豊かな自然とところを、すべての子の育ちのために

<こども計画>

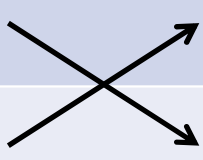
豊かな自然とところを、すべてのこどものために

<変更理由>

- 子ども・子育て支援事業計画においては、第一期（平成27～31年度）から第三期に至るまで基本理念を踏襲し、継続した子育て支援を行っている。
- こども計画においても、この流れを継承しつつ、計画の趣旨を踏まえ、「子の育ち」（子育て支援施策）から、「こども」（こどもまんなか社会の実現）に視点を広げるものとする。

3-2. 基本目標

【骨子 P.10】

	子ども・子育て支援事業計画		こども計画
1	子育てにやさしい環境づくり		こどもの育ちを 見守る 環境づくり
2	こどもの育ちを 支援する 環境づくり		子育てにやさしい環境づくり
3	すべての子どもが健やかに暮らせる環境づくり		すべての子どもが健やかに暮らせる環境づくり

<変更理由>

- こども主体の計画（こどもまんなか社会の実現）であることから、「こどもの育ち」を1番目に掲げた。
- 同様に、こどもが自ら育つ力を身に付けるという視点を明確にするため、「支援する」から「見守る」へと表現を改める。

3-3. 施策体系①

【骨子 P.11】

子ども・子育て支援事業計画

基本目標2

子どもの育ちを支援する環境づくり

- (1) 乳幼児保育の推進 **【移動】**
- (2) 家庭教育の推進と親としての意識の醸成 **【移動】**
- (3) 地域における学習の推進
- (4) 命に関する教育の充実
- (5) 子どもの遊び場の充実 **【(2)に包含】**
- (6) 子どもの安全の確保
- (7) 関連計画との連携(教育振興・食育 など)

こども計画

基本目標1

子どもの育ちを見守る環境づくり

- (1) こどもの権利の尊重・意見聴取 **【移動】**
- (2) こどもの居場所づくりの推進 **【新規】**
- (3) 多様な体験活動の推進 **【名称変更】**
- (4) 命に関する教育の充実
- (5) こどもの安全の確保
- (6) 他分野との連携 **【名称変更】**

3-3. 施策体系②

【骨子 P.11】

子ども・子育て支援事業計画

基本目標¹

子育てにやさしい環境づくり

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (4) 医療・保健等にかかる経済的負担の軽減
- (5) 関連事業との連携(母子保健 など)

こども計画

基本目標²

子育てにやさしい環境づくり

- (1) 乳幼児保育の推進 **【移動】**
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (5) 地域での子育て支援体制の充実 【順位変更】**
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (4) 家庭教育の充実と親としての意識の醸成**【移動】**
- (6) 医療・保健等にかかる経済的負担の軽減
- (7) **成育医療等の推進 【名称変更】**

3-3. 施策体系③

【骨子 P.11】

子ども・子育て支援事業計画

基本目標3

すべての子どもが健やかに暮らせる環境づくり

- (1) ひとり親家庭への支援 **【(1)(3)に包含】**
- (2) いじめ、不登校、問題行動への対応の充実
- (3) 子どもの権利の尊重 **【移動】**
- (4) 関連計画との連携(障がい児福祉など)
【(3)に包含】

こども計画

基本目標3

すべての子どもが健やかに暮らせる環境づくり

- (1) こどもの貧困対策 **【新規】**
- (2) いじめ、不登校、問題行動への対応の充実
- (3) 多様な課題を持つこどもへの支援 **【新規】**

4. 施策の展開

【骨子 P.12】

施策体系のもとで、個別の事業や取組を位置付けます。
また基本目標ごとに指標を設け、計画終了時に現状よりも改善することを目指します。

※子ども・子育て支援事業計画では、章の名称を「包括的子育て支援施策」としていましたが、こども計画はこども分野の総合的な計画であることから、名称を変更します。

5. 乳幼児保育の推進方針

【骨子 P.12】

現行計画と同内容とします。

6. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制

【骨子 P.13】

現行計画の第4章について、最新の実績（令和6・7年度）を踏まえ更新します。

7. 計画の推進について

【骨子 P.14】

現行計画と同様の推進体制の下で取組、進行管理については、引き続き、「野洲市子育て支援会議」において行います。